

鳥取県告示第685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年10月5日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年10月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉福本線	倉吉市長坂町字大境698-1地先から同市長坂町字宮ノ前496地先まで	変更前	7.1~18.0	400.0
		変更後	8.2~18.0	400.0
東伯関金線	東伯郡北栄町西高尾字上クシゲ1326-3地先から同町西高尾字保関峰648-1地先まで	変更前	11.4~29.9	76.0
		変更後	11.4~11.7	76.0